

事務連絡

令和元年10月10日

医療機関 各位

事務手数料及び請求書様式等の改定について

日頃より、本市の福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

令和元年10月1日より消費税率が変更されることに伴い、10月1日以降に受付する船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成事業の請求書に係る事務手数料が1レセプトあたり216円から220円に変更となります。(※令和元年10月受付分のお支払は令和元年12月下旬を予定しております。)

なお、令和元年9月30日までに受付した請求書については、1レセプトあたり216円の事務手数料をお支払いいたしますので、ご注意ください。

また、制度の手引き、請求書の様式について一部改定を行いましたので、ご確認ください。請求書の様式については、旧様式でも受け付けいたしますので、順次ご対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら下記までお問合せください。

船橋市 児童家庭課

ひとり親医療担当

Tel : 047-436-3316

船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成 制度の手引き(医療機関用)

令和元年10月 改訂

船橋市 健康福祉局 子育て支援部 児童家庭課

目 次

1 船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成制度について	
<<1>> 目的	}
<<2>> 受給者(助成対象者)	
<<3>> 受給者負担金	
<<4>> 受給者証	
<<5>> 助成方法	
(1)受給者が医療機関を受診する際、受給者証を提示した場合	}
(2)受給者が医療機関を受診する際、受給者証が手元にない場合	
<<6>> 請求方法	... P.2
(1)給付対象額	}
(2)請求書の様式	
(3)請求書の記載方法	
(4)注意事項	
<<7>> ほかの公費負担医療制度との関係	... P.3
<<8>> 事務手数料について	... P.4
2 受給者証の見本	... P.5
3 助成金額決定通知の見本	... P.6
4 請求書の記載例	... P.7、P.8
5 よくあるQ&A	... P.9、P.10

1. 船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成制度について

《1》 目的

ひとり親家庭等の親とその児童に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としています。

《2》 受給者（助成対象者）

- 母子家庭の母とその児童（児童が18歳の年度末（※1）を迎えるまで）
- 父子家庭の父とその児童（児童が18歳の年度末（※1）を迎えるまで）
- 両親のいない児童（児童が18歳の年度末（※1）を迎えるまで）とその養育者（※2）
※1 児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで対象です。
※2 養育者に配偶者がいる場合、養育者自身は助成対象外です。

《3》 受給者負担金

入院 200 円/日（※食事療養費含む）

通院 200 円/回

保険調剤 200 円/回（※処方箋ごとに1回とみなします）

なお、保険診療による一部負担金の額が200 円に満たない場合は、その一部負担金の額が受給者負担金となります。

《4》 受給者証

受給者には、「船橋市母子家庭、父子家庭等医療費助成受給者証」（ピンク色）を交付しております。

- 受給資格は所得等により変更が生じるため、毎年資格更新に関する審査をしております。
引き続き資格を有する場合、毎年新しい受給者証を交付します。
- 受給者の中には、様々なご事情により資格喪失し、再度受給資格を得る方もいます。
途中で資格喪失となり、再度受給資格を得た方は、以前の受給者番号と異なる受給者番号となりますので、診療等の都度受給者証を確認して下さい。